

第2回登米市入札契約監視委員会

日 時 令和2年10月9日(金)
～11月24日(火)

※新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から書面にて開催

次 第

1 議題

- (1) 令和元年度入札及び契約の状況・・・・・・・・・・ 資料1・資料2
- (2) 令和元年度指名停止措置の運用状況・・・・・・・・・・ 資料3
- (3) 抽出事案の審議・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 資料4

2 報告事項

3 その他

- ・次回開催時期について(令和3年3月上旬を想定)
過去3箇年(平成29年度～令和元年度)の契約状況等について審議予定

第2回登米市入札契約監視委員会

令和元年度入札方式別集計表

契約期間：令和元年4月1日～令和2年3月31日

入札方式	件数	区分・品目	頁
・総契約件数	488件		
①条件付一般競争入札	2件	土木一式工事 1件 建築一式工事 1件	1
②制限付一般競争入札	72件	解体工事 1件 管工事 2件 管工事, 電気工事 19件 機械器具設置工事 2件 建築一式工事 5件 鋼構造物工事 1件 電気工事 1件 とび・土工・コンクリート工事 2件 土木一式工事 30件 防水工事 2件 舗装工事 7件	2 5 5
③指名競争入札	414件	解体工事 2件 管工事 21件 機械器具設置工事 4件 建築一式工事 4件 浄化槽設置工事 35件 消防施設工事 6件 大工工事 1件 建具工事 1件 電気工事 14件 電気通信工事 1件 とび・土工・コンクリート工事 1件 土木一式工事 39件 防水工事 1件 舗装工事 8件 建設関連業務 51件 物品購入 97件 役務の提供 128件	6 5 12
			13～15 16～21 22～28

第2回登米市入札契約監視委員会提出資料

審議案件に関する資料

ページ

審議案件一覧	・・・・・・・・資料4-1	1
①学校教育施設空調設備設置工事（佐沼小学校）	・・・・・・・・資料4-2	2～9
②錦織小学校トップライト・屋根防水改修工事	・・・・・・・・資料4-3	10～14
③スクールバス（柳津小・横山小）運行業務	・・・・・・・・資料4-4	15～19
④機械警備業務（迫庁舎ほか20件）	・・・・・・・・資料4-5	20～24
⑤登米市第1地区浄化槽点検清掃業務	・・・・・・・・資料4-6	25～29

第2回登米市入札契約監視委員会の会議経過一覧

- ・ 会議の期間：令和2年10月9日～令和2年11月24日

※本会議は新型コロナウイルス感染症防止対策の観点から書面による会議で実施

審議内容一覧	
案件No	1
案件名	学校教育施設空調設備設置工事（佐沼小学校）
審議内容	

〔A委員〕

質問 R 2.10.12	資料を見る限り、公正に落札者が決定されたように思います。推察で結構ですが、初回の入札が2回目で応札しなかった理由を教えていただければ幸いです。2回目の応札に1社だけが残ったことがやや不自然に感じるからです。
回答 R 2.10.27	ご質問の落札した1社以外の業者は2回目の応札に参加しなかった理由についての推察ですが、1回目の金額を下回ることにより、利益が得られないと判断したものと考えられます。

〔B委員〕

質問 R 2.10.15	資料4-2 (P. 3) の入札結果、契約金額（税込）が63,800,000円であるのに対し、入札結果 (P. 4) の契約金額が62,640,000円で相違しているのはなぜか？
回答 R 2.10.27	本来契約時の消費税改定前の税率での金額を記載すべきところ、資料4-2 (P. 3) 審議案件説明書は消費税改定後の税率での金額を記載していました。大変申し訳ございませんでした。

〔C委員〕

質問 R 2.10.16	同じような工事案件が多数あるが、それらの落札業者に偏り、又は、きれいに配分されている等の状況がないか、確認したい。他の同様の工事の落札業者を教えてください。入札4社が一次入札時の提示価格にそれほど差異がないのに二次に進んだ業者が一社になるものかなと疑問を持ちました。上記と同様他の同様の案件の入札経過を教えてください。
回答 R 2.10.27	他の同種工事の落札業者は別添の資料1の内容となっております。 他の同様案件の入札経過は別添の資料2の内容となっております。

審議内容一覧	
案件No	2
案件名	錦織小学校トップライト・屋根防水改修工事
審議内容	

〔A委員〕

質問 R 2.10.12	<p>本案件は工事を引き受けようとして関心を持った業者が23もあったが、結果的には未受領のものが5、辞退したものが16、応札したものが2であった。未受領のものと辞退を含めて21もあることは不自然に感じる。その理由が予定価格が低かったことにあるのか、他にあるのか、推察で結構ですが、教えていただければ幸いです。一見十分な競争が行われたように見受けられるが、結果は2社の複占競争となり、しかも応札価格が予定価格を挟んで非常に近いことに違和感を感じているからである。</p>
回答 R 2.10.27	<p>本案件の入札方法は、防水工事に登録のある業者23社を選定し、指名競争入札により執行しております。これに対するの応札は結果的に2社のみとなりましたが、これは当該工事の規模が小さく魅力に欠けるものであったためと考えています。</p> <p>また、応札価格が予定価格を挟んで非常に近いことについては、本工事は規模が小さく軽微な工事のため積算が容易であり、さらに予定価格積算の基礎となる設計価格の積算は、宮城県建築工事積算基準及び公共建築工事積算単価表（令和元年7月1日以降）を基に積算可能であり、これらのため予定価格に近い金額での応札となったものと考えています。</p>

〔B委員〕

質問 R 2.10.15	<p>資料4-3 (P.11) の入札結果、契約金額（税込）が3,520,000円であるのに対し、入札結果 (P.12) の契約金額が3,456,000円で相違しているのはなぜか？</p>
回答 R 2.10.27	<p>本来契約時の消費税改定前の税率での金額を記載すべきところ、資料4-3 (P.11) 審議案件説明書は消費税改定後の税率での金額を記載していました。大変申し訳ございませんでした。</p>

〔C委員〕

質問 R 2.10.16	<p>入札指名23社に対し、実際に入札に参加した業者が2社と非常に少ない。指名先が不適切なのか、案件そのものが魅力のないものなのか。どのように考えていますか。上記につき、他の指名競争入札案件ではどうなっているか全体の状況を見ることはできますか。</p>
回答 R 2.10.27	<p>本案件の入札方法は県内に本社又は本店を有する登録業者をすべて選定し、23社（市内2社、準市内1社、市外20社）による指名競争入札で執行いたしました。入札参加した業者は市内1社と市外1社の2社でありましたが、一方本工事は小規模な工事、施工業者にとりまして、魅力のあるものではないため、結果的に辞退が多くなったものと推測しています。</p> <p>他の指名競争入札案件は別添の資料3の内容となっております。</p>

審議内容一覧	
案件No	3
案件名	スクールバス（柳津小・横山小）運行業務
審議内容	

〔A委員〕

質問 R 2.10.12	3回目の入札でも予定価格を下回った業者がなく、最後に残った1社と価格交渉を行った結果、落札率が100%となったとのこと、落札率100%の理由がわかりました。しかしながら、こうしたことは仕方がなかったこととはいえ、必ずしも好ましいこととは思われません。あくまでも公正な競争を貫徹するための別な方法は考えられなかったのでしょうか。差し支えなければお答えください。
回答 R 2.10.27	スクールバス運行業務は市内小学校へ通学する児童の送迎を行う業務で、年度開始と同時に執行する業務であるため、契約の未締結は避けなければならず、そのため本案件は不落随意契約の条件を付して入札執行したものです。今後は、契約時期が年度末にならないように起工の時期を改めるなど事務改善に努めてまいります。

〔B委員〕

質問 R 2.10.15	指名競争入札から、不落随意契約になっている。予定価格が低すぎた、などの問題はなかったか？
回答 R 2.10.27	本契約については、4月からのスクールバス運行業務に支障をきたす恐れも想定されることから不落随意契約の条件を付して入札執行したものです。 また、本案件の予定価格積算の基礎となる設計価格は、道路運送法第9条の一般貸切旅客自動車の運賃・料金を基に算出したもので、積算は妥当なものと考えております。

〔C委員〕

質問 R 2.10.16	9社指名し、3社が入札参加となっているが、辞退した6社は、業務そのものを受けられる人員等が不足しているのか、まったく興味がないのか、採算が合わないのか、その原因は調査していますか。 同様の入札案件での落札経過、落札業者の状況を教えてください。
回答 R 2.10.27	辞退した理由の聴き取りは行っていませんが、入札状況から推測すると、同日に執行した他のスクールバス運行業務の案件を落札しており、人員や車両の調達が困難であるなどが辞退した理由と推測されます。 落札経過、落札業者の状況は別添の資料4の内容となっております。

審議内容一覧	
案件No	4
案件名	機械警備業務（迫庁舎ほか20件）
審議内容	

〔A委員〕

質問 R 2.10.12	<p>3回目の入札でも予定価格を下回った業者がなく、不落随意契約対象案件のため、最後に残った1業者と価格交渉を行った結果、落札率が100%となったとのこと、落札率100%の理由がわかりました。しかしながら、こうしたことは仕方がなかったこととはいえ、必ずしも好ましいこととは思われません。あくまでも公正な競争を貫徹するための別な方法は考えられなかったのでしょうか。差し支えなければお答えください。1回目の入札の時、結果的落札した業者の提示金額と他の業者の提示金額に大きな開きがあることも気になります。</p>
回答 R 2.10.27	<p>機械警備業務は警報装置の設置による警備業務で年度開始と同時に執行する業務であるため、契約の未締結は避けなければならず、そのため本案件は不落随意契約の条件を付して入札執行したものです。今後は、契約時期が年度末にならないように起工の時期を改めるなど事務改善に努めてまいります。</p> <p>また、業者間の提示金額に大きな開きがあるのは、当該業務は人件費の占める割合が大きく、業務履行に伴う人材確保や雇用体制が有利な業者との差が価格に現れたものと推察されます。</p>

〔B委員〕

質問 R 2.10.15	<p>指名競争入札から、不落随意契約になっている。予定価格が低すぎた、などの問題はなかったか？</p>
回答 R 2.10.27	<p>本契約については、4月からの機械警備業務に支障をきたす恐れも想定されることから不落随意契約の条件を付して入札執行したものです。</p> <p>また、予定価格積算の基礎となる設計価格は、過去に業務実績のある業者より見積書の徴取を行い算出したもので積算は妥当なものと考えております。</p>

〔C委員〕

質問 R 2.10.16	<p>第一回入札時の各社の提示した価格と随意契約した価格との間に大きな差があるが、随意契約締結時にサービス内容を変更した等の問題はないのか。随意となった場合、業者は市の提示額に合意するものなのですか。それとも完全に全員降りて契約できず、市として金額を増額することとなる場合もあるのでしょうか。</p> <p>指名された会社は大手企業のグループ企業が多いが、第一回の提示額には大きな開きがあるが、他の同様の業務の入札経過と比較し、異常点等がないか見たいので、他の同様の案件の入札経過を教えてください。</p>
回答 R 2.10.27	<p>随意契約締結時にサービス内容等の変更はしておりません。</p> <p>本業務は指定した入札回数で落札者がいなかったため、最低価格を提示した業者と価格交渉を行い、予定価格以内での金額提示があり随意契約したものです。また、全業者が価格交渉に応じなかった事で予定価格を増額することはありません。</p> <p>他の同様の案件の入札経過は別添の資料5の内容となっております。</p>

審議内容一覧	
案件No	5
案件名	登米市第1地区浄化槽点検清掃業務
審議内容	

〔A委員〕

質問 R 2.10.12	<p>3回目の入札でも予定価格を下回った業者がなく、不落随意契約対象案件のため、最後に残った1業者と価格交渉を行った結果、落札率が100%となったとのこと、落札率100%の理由がわかりました。しかしながら、こうしたことは仕方がなかったこととはいえ、必ずしも好ましいこととは思われません。あくまでも公正な競争を貫徹するための別な方法は考えられなかったのでしょうか。差し支えなければお答えください。1回目の入札の時、結果的落札した業者の提示金額と他の業者の提示金額に大きな開きがないも関わらず、他の2社が2回目の入札を早々と辞退したことも気になります。</p>
回答 R 2.10.27	<p>市設置型浄化槽による個別汚水処理を安定して行うためには、専門業者による適切な維持管理が欠かせないことから、業務契約の未締結は避けなければならず、そのため本案件は不落随意契約の条件を付して入札執行したものです。</p> <p>昨年度より、業務委託費の削減を目的に、従来は個別の業務として発注していた浄化槽の点検業務と汚泥処理業務を集約し一括発注しています。初年度は、業務集約の発注効果が落札率に現れました。しかし、本年度の入札では前年度と同様の仕様での発注であったことから、前年度実績が参考となり入札者の積算精度が向上したと思われること、また入札参加者が限定的であったことから、初年度のような効果発現が見られなかったものと考えます。</p> <p>今後は、さらなる競争性の確保も考慮した発注仕様を検討するほか、入札者が限定される場合等を想定し、通常の競争入札によらない契約方法の導入検討など、さらなる改善に努めたいと考えます。</p>

〔B委員〕

質問 R 2.10.15	<p>指名競争入札から、不落随意契約になっている。予定価格が低すぎた、などの問題はなかったか？</p>
回答 R 2.10.27	<p>本契約については、4月からの浄化槽点検清掃業務に支障をきたす恐れも想定されることから不落随意契約の条件を付して入札執行したものです。</p> <p>また、本業務の予定価格積算の基礎となる設計価格は、国で公表している労務単価及び宮城県で定めた資材単価を基に算出したもので積算は妥当なものと考えております。</p>

〔C委員〕

質問 R 2.10.16	<p>辞退したA社、B社が他の同様の案件で落札しているものがあるのか見たいので、他の同様の案件の落札経過を見せてください。</p>
回答 R 2.10.27	<p>他の同様案件の落札経過は別添の資料6の内容となっております。</p>

令和2年11月24日

登米市長 熊谷 盛廣 様

登米市入札契約監視委員会
委員長 貝山 道博

第2回登米市入札契約監視委員会における審議結果について（提出）
このことについて、登米市入札契約監視委員会設置要綱第2条の規定に基づき、登米市が発注した入札契約案件について審議したので、別紙のとおり意見を提出します。

登米市入札契約監視委員会意見書（1/2）

意見内容

案件No	1
案件名	学校教育施設空調設備設置工事（佐沼小学校）
委員会意見	この案件については、1回目の入札に応じた4社の提示価格に大きな差がなかったにもかかわらず、2回目の応札では3社が辞退し、1社だけが応じたことに奇異を感じたが、市の説明により、談合がなかったということで納得した。他の同種工事の落札業者の資料と他の同種案件の入札経過の資料を見ると、各社が平等に落札できるように示し合っているようにも思えるので、今後も不正を防止するために注意深く観察を続けていただきたい。

案件No	2
案件名	錦織小学校トップライト・屋根防水改修工事
委員会意見	この案件では、23社による指名競争入札で執行したにもかかわらず、入札参加者が2社しかなかったことに疑念を感じた。しかしながら、本工事は小規模な工事で、施工業者にとって魅力のない工事であるため辞退が多く出たのだろうという市の説明に納得したところである。また、応札した2社の提示価格が非常に近かったことについても、規模が小さく軽微な工事のため積算が容易であったのが原因であるという市の説明に納得したところである。

案件No	3
案件名	スクールバス（柳津小・横山小）運行業務
委員会意見	この案件については、不落随意契約条件付きで入札を執行したため、結果的に落札率100%となったとのことであるが、不落随意契約がやむを得なかったとしても頻発するのは好ましいことではないと思われる。今後はこうした事態が起こらないよう工夫していただきたい。契約時期が年度末とならないように早めに入札を行うことも対応策の一つであると思われる。

案件No	4
案件名	機械警備業務（迫庁舎ほか20件）
委員会意見	この案件も不落随意契約の条件を付して入札執行したため、結果的に落札率が100%になったとのことだが、こうした事態を極力避けていただきたい。応札業者にこのことが事前に想定されてしまうと、各社が申し合わせてわざと高い金額を提示し、最後の応札時に他社が辞退し、予め決めておいた1社だけを残す、そしてその会社が100%で落札する、そうしたことができてしまう。こうした事態を防ぐためにも、今後は可能な限り不落随意契約条件付きでの入札執行を避けていただきたい。

登米市入札契約監視委員会意見書（2/2）

意見内容

案件No

5

案件名

登米市第1地区浄化槽点検清掃業務

委員会意見

この案件も不落随意契約の条件を付して入札執行したため、結果的に落札率が100%になったとのことだが、こうした事態を極力避けていただきたい。こうした事態を防ぐためにも、市のほうで提案された「さらなる競争性の確保を考慮した発注仕様を検討するほか、入札者が限定される場合等を想定し、通常の競争入札にならないような契約方法の導入検討など」速やかに実行していただきたい。